

○両市立病院に関する非常勤医師報償費規程

第1条 この規程は、市立青葉病院及び市立海浜病院が雇用する非常勤医師が行う診療行為等に対する報償費について、別表のとおり定める。

第2条 前条において診療行為等とは、下記に掲げる事項をいう。

- (1) 非常勤医師が行う外来診療
- (2) 非常勤医師が行う病棟診療
- (3) 非常勤医師が行う手術
- (4) 非常勤医師が行う麻酔施術
- (5) 非常勤医師が行う検査診断
- (6) 非常勤医師が行う宿直

第3条 その他、この規程に定めのない事項で、院長が特に必要であると認める事項にあたっては、その都度、両病院長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 施行日は、昭和63年4月1日とする。
- 2 報償費に関する内規（昭和61年4月1日）は廃止する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

第3条運用

- 1 外来診療、病棟診療、検査診断に対する報償は、概ね半日程度以上の診療を1日分とみなし支給する。

別 表

非 常 勤 医 師 報 償 費

(平成25年度改正)

表(1) 外来診療等	報 償 額
免許取得後 3年～5年	40,000円
6年～15年	50,000円
16年以上	60,000円
病棟、検査診療の時間が2時間以内の場合	一律に報償額の半額
表(2) 執刀・助手	報 償 額
教授	(一執刀) 70,000円
准教授	60,000円
講師	50,000円
上記以外	外来診療等報償額
但し、手術助手として勤務した際の2時間以内の場合	外来診療等報償額の半額
心臓手術指導医の場合	60,000円
表(3) 麻 酔	報 償 額
全身麻酔	
半日(4時間)	50,000円
全日	100,000円
表(4) 読 影	報 償 額
半日(4時間)	45,000円
全日	90,000円
表(5) そ の 他	報 償 額
①人工心肺	50,000円
②特殊診断 (腹部エコー・心臓エコー・ 内視鏡・病理診断・血液診断)	外来等診療報償額に 3,000円加算
③宿直	28,900円